

技能検定証書の再交付について、よくある質問

Q1) 申請書の記入欄のうち、(合格年月日など) わからない項目があります。

A1) 申請書の記載は、わかる範囲で可能な限り記入してください。

合格年月日等が不明な場合であっても、「〇〇年頃」と大体の時期を記入してください。

Q2) 一通の申請書で複数の等級、職種(作業)の合格証書の再交付や合格証明書の交付申請はできますか？

A2) 交付を希望される等級、職種(作業)が複数の場合、それぞれに申請書の提出が必要となります。

Q3) 当初の住所(受検申請時の住所)から引っ越しをしました。

申請書の住所欄はどうすればよいですか。

A3) 現住所を記入してください。申請の際は、当時の住所がわかる書類(住民票記載事項証明書等)を合わせて提出してください。

なお、住民票の提出が困難な場合は、「住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)」にて当課にて本人確認をさせていただくことで住民票記載事項証明書等の提出が不要になります。住基ネットでの本人確認検索に同意いただける場合は、申請書の空きスペースに、「住基ネットでの検索に同意します。」とご記入ください。

Q4) ^{てんまつ}顛末書にはどのような内容を書けばよいですか？

A4) 合格証書を紛失された経緯(いつ、どこで、どのようにして)を記入し、最後に署名あるいは記名押印をしてください。

(記載例)

顛末書

(理由1)

滋賀県内企業に勤めており、△△年に滋賀県にて技能検定を受検し合格した。〇〇年の退職を機に県外へ引っ越しをしたが、その際に合格証書を紛失した。

(理由2)

△△年〇月に技能検定の証書交付を受け、自宅にて保管をしていた。その後、□□年に自宅の建て替えを行った際に紛失した。

令和____年____月____日

署名： 滋賀 太郎

Q5-1) 滋賀県収入証紙はどこで購入できますか？

Q5-2) 現在、滋賀県外に住んでいます。県外からでも滋賀県収入証紙は購入できますか？

A5-1) 滋賀県収入証紙は、滋賀県庁および各合同庁舎で販売しております。

そのほか、滋賀銀行、関西みらい銀行の県内本支店、出張所でもご購入いただけます。

販売場所		販売時間
滋賀県庁	会計管理局管理課（本館1階）	平日 15:00~17:45
南部合同庁舎	会計管理局会計課（3階）	平日 8:30~17:15
甲賀合同庁舎	会計管理局会計課（3階）	
東近江合同庁舎	会計管理局会計課（2階）	
湖北合同庁舎	会計管理局会計課（1階）	
高島合同庁舎	会計管理局会計課（2階）	
木之本合同庁舎	長浜土木事務所木之本支所（2階）	

※ 国の「収入証紙」とは異なりますので、買い間違いにご注意ください！！

A5-2) 収入証紙を郵便等で購入する方法もあります。以下のものを現金書留で滋賀県庁会計管理局管理課（〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号）あて送付してください。

- 証紙の購入代金
- 購入内容メモ（証紙の種類、枚数、金額、領収書あて名等）
- 返信用封筒（返信先のご住所を記載の上、必要額の郵便切手を貼付けてください。）

Q6) 証書の受取りは滋賀県庁のみですか？ また申請者以外の者が受取ることはできますか？

A6) 原則として直接交付となります。申請者が委任された代理の方による受領も可能です。遠方にお住まいの方など、来庁がどうしても難しい場合は当係まで御相談ください。

★そのほか、ご不明な点等ございましたら、下記お問い合わせ先へご連絡ください。

お問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 職業能力開発係

電話：077-528-3755

FAX：077-528-4873

Email：fe0003@pref.shiga.lg.jp